

## 緊急消防援助隊出動の【求め】【指示】比較

	緊急消防援助隊出動 消防庁長官【求め】 (消防組織法第44条1項)	緊急消防援助隊出動 消防庁長官【指示】 (消防組織法第44条5項)
財源	一般財団法人全国市町村振興協会 消防広域応援交付金(雑入)	緊急消防援助隊活動費負担金 (国庫負担金)
事例	・令和7年大船渡市山林火災	・平成11年東日本大震災 ・令和3年静岡県熱海市豪雨災害 ・令和6年能登半島地震
対象者	緊急消防援助隊の活動に要した費用が対象となり、出動準備、帰署後の残務処理等の経費は対象外	緊急消防援助隊の活動に要した費用すべてが対象となり、出場準備、帰署後の残務処理等の経費も対象
負担額	消防応援の規模、活動内容、応援日数等に応じて予算の範囲内で協会理事長が定める。	出動部隊の活動に要したすべての経費
支給対象経費	特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、鉄道賃等旅費、日当、宿泊費・食卓料、修繕料・役務費、燃料費、消耗品費、賃借料、物件費	

### 【補正予算を必要としない理由】

今年度の常備消防費の特殊勤務手当の2月末までの執行率は24.4%であり、今回の職員派遣に伴う特殊勤務手当の支給については、条例改正に伴う増額分を含めても予算内で支出できる見込みのため補正予算は計上していません。